

## 遺産の共有・遺産分割についての判例変更

『司法書士試験 リアリスティック民法』をお使いいただき、ありがとうございます。

平成 28 年 12 月 19 日に最高裁の決定があり、判例が変更され、『司法書士試験 リアリスティック民法 III [債権・親族・相続]』の一部に変更が必要となりましたので、お知らせいたします。

これまで、相続開始によって、預金債権は当然に分割されるとされてきました(最判昭 29. 4. 8 など)。しかし、平成 28 年 12 月 19 日、最高裁の決定があり、判例が変更されました。

### 【決定要旨】(最大決平 28. 12. 19)

「共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる」

判例変更がされたのは、以下のような理由によります。

相続人の一部に特別受益がある(ex. 生前贈与を受けている)場合に、預金債権が遺産分割の対象とならないと、特別受益がある相続人が不当に多くの財産を得る(預金は法定相続分に従って承継することができる)ことになってしまいます。

また、もともと預金ではない現金(ex. 自宅にある金銭)は遺産分割の対象とされてきました。現金は、遺産分割の調整用に使うことが多いからです。預金と現金を区別していたのは、債権かどうかです。預金は銀行に対する債権ですが、現金は債権ではありません。

しかし、預金も遺産分割の調整用に使えるのは同じです。それに、預金が債権であっても、「家に現金を置いておくのが危ないから銀行に預けておこう」という感覚の人が多いため、現金とあまり変わらず、現金と区別する意味はありません。

この判例変更に伴い、『司法書士試験 リアリスティック民法 III [債権・親族・相続]』について以下の箇所の変更をお願いいたします。

| 該当箇所                | 変更前   | 変更後   |
|---------------------|---|---|
| P469<br>／下から 4～6 行目 | ex1. 預金債権は当然に分割されます(最判昭 29. 4. 8)。——(中略)——多いのですが……。 | 預金債権は、当然に分割されません(最大決平 28. 12. 19)。預金も遺産分割の調整用に使えることや、預金は債権であっても、「家に現金を置いておくのが危ないから預金している」ということも多く、下記 cf. の現金とあまり変わりがないからです。 |
| P470／3 行目           | ex2.  | ex1.  |
| P470／7 行目           | ex3.  | ex2.  |